別記様式第１号（第７条関係）

設備整備計画に係る認定申請書

年　　月　　日

市町村長 殿

申請者
住　　所
氏　　名

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第７条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

（備考）

１　「申請者」には、再生可能エネルギー発電設備等の整備を行う全ての者を記載すること。

２　申請者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（別紙）

設備整備計画

1　申請者の概要

申請者（代表者）
氏名又は名称： 住所又は主たる事務所の所在地： 連絡先 　電 話 番 号： 　E-mailアドレス： 　担 当 者 名：
共同申請者（共同して申請する者がいる場合に記載）
氏名又は名称： 住所又は主たる事務所の所在地： 連絡先 　電 話 番 号： 　E-mailアドレス： 　担 当 者 名：

（注）１　共同申請者が２者以上存在する場合にあっては、欄を繰り返し設けて記載すること。
　　２　個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

2　再生可能エネルギー発電設備の整備の内容

（１）再生可能エネルギー発電設備の整備の内容

①再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー源を電気に変換する設備）

番号	発電設備の種類	出力（kW）	年間発電量（kWh）	建築面積	発電設備の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は名称	備考
							登記簿	現況			
i											
ii											
iii											

（注）１　「発電設備の種類」欄には、再生可能エネルギー源の種類（太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス）を記載すること。なお、発電に用いる再生可能エネルギー源が地熱の場合にあっては、発電方式（バイナリー型、蒸気フラッシュ型等）も記載すること。また、発電に用いる再生可能エネルギー源がバイオマスの場合にあっては、その種類も記載すること。
　　２　「発電設備の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第９条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。
　　３　「氏名又は名称」欄には、発電設備の整備を行う者の氏名（法人又は法人でない団体にあっては、名称）を記載すること。
　　４　「７　特例措置に関する事項」の（注）のいずれかに該当する行為に係る設備については、「備考」欄にその番号を記載すること。

②附属設備

番号	附属設備の種類	建築面積	附属設備の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は名称	備考
					登記簿	現況			
a									
b									
c									

（注）１　①の再生可能エネルギー発電設備と同じ土地に整備する附属設備については、附属設備の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積の欄に「〇（①の対応する番号）のとおり」と記載し、別の土地に附属設備を整備する場合にあっては、「備考」欄に①と対応する番号を記載すること。

２　「附属設備の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第９条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。

３　「氏名又は名称」欄には、附属設備の整備を行う者の氏名（法人又は法人でない団体にあっては、名称）を記載すること。

４　「７　特例措置に関する事項」の（注）のいずれかに該当する行為に係る設備については、「備考」欄にその番号を記載すること。

（２）再生可能エネルギー発電設備の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
i	年　月　日～　年　月　日
ii	年　月　日～　年　月　日
iii	年　月　日～　年　月　日

（注）１　（１）①の再生可能エネルギー発電設備の番号と対応するように記載すること。

２　「整備を行う期間」欄には、工事の開始から実際に再生可能エネルギー発電設備が稼動し、発電できる状態になるまでに要する期間を記載すること。

（３）再生可能エネルギー発電設備の使用期間

番号	発電設備の使用期間
i	年　月　日～　年　月　日
ii	年　月　日～　年　月　日
iii	年　月　日～　年　月　日

（注）（１）①の再生可能エネルギー発電設備の番号と対応するように記載すること。

（４）再生可能エネルギー発電設備により発電した電力の供給先

（注）電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく電気事業者への売電を行う場合にあっては、同法に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定の状況（予定を含む。）及び年間の売電収入の見込みを記載すること。

3　再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

（1）農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

（注）1　取組内容、取組を行う地域や土地の所在、取組期間等について具体的に記載すること。
2　申請者以外の者と連携して取組を行う場合にあっては、その者と申請者が当該取組にそれぞれどのように関わるかについて具体的に記載すること。

（2）農林漁業関連施設の整備の内容等

①農林漁業関連施設の整備の内容

番号	新設等	施設の種類・用途等	建築面積	施設の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は名称	備考
						登記簿	現況			
ア										
イ										
ウ										

（注）1　（2）は、（1）が農林漁業関連施設の整備である場合に記載すること。
2　「新設等」欄には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。
3　「施設の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあっては､所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。
4　「氏名又は名称」欄には、農林漁業関連施設の整備を行う者の氏名（法人又は法人でない団体にあっては、名称）を記載すること。
5　「7　特例措置に関する事項」の（注）のいずれかに該当する行為に係る施設については、「備考」欄にその番号を記載すること。

②農林漁業関連施設の整備を行う者の概要

番号	氏名及び住所
ア	氏名： 住所：
イ	氏名： 住所：
ウ	氏名： 住所：

（注）1　①の農林漁業関連施設の整備を行う者が、「1　申請者の概要」に含まれない場合に記載すること。
2　①の農林漁業関連施設の番号と対応するよう記載すること。
3　農林漁業関連施設の整備を行う者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。

③農林漁業関連施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
ア	年　月　日～　年　月　日
イ	年　月　日～　年　月　日
ウ	年　月　日～　年　月　日

（注）①の農林漁業関連施設の番号と対応するよう記載すること。

4　再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法（別表１及び別表２）

（注）当該整備及び当該取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法について、それぞれ別表１及び別表２に記載の上、これらを添付すること。

5　再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地又は水域及びその周辺の地域における自然環境の保全その他の再生可能エネルギー発電設備の整備に際し配慮すべき事項

6　再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項

（１）再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る費用の負担及びその確保の方法

費用負担の方法		備考
負担総額	確保の方法	

（注）１　「確保の方法」欄には、資金の積立て等再生可能エネルギー発電設備の整備を行う者による発電設備の撤去に要する費用の確保の方法を記載すること。

２　設備が複数ある場合にあっては、欄を追加するとともに備考欄に２（１）①又は②の対応する番号を記載すること。

（２）土地等の原状回復等

（注）１　再生可能エネルギー発電設備を整備する土地等の権利者との間で取り決められた土地等の原状回復の内容等について具体的に記載すること。

２　添付書類として、再生可能エネルギー発電設備を整備する土地等の権利者との間の土地等の原状回復に係る契約書等の取決めを定めた書類の写しを添付すること。

7　特例措置に関する事項（別表３－１～別表３－６）

（注）１　農地法第４条第１項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表３－１－①に必要事項を記載の上、これを添付すること。

２　農地法第５条第１項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表３－１－②に必要事項を記載の上、これを添付すること。

３　森林法第 10 条の２第１項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表３－２－①に必要事項を記載の上、これを添付すること。

４　森林法第 34 条第１項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表３－２－②に必要事項を記載の上、これを添付すること。

５　森林法第 34 条第２項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表３－２－③に必要事項を記載の上、これを添付すること。
６　漁港漁場整備法第 39 条第１項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表３－３に必要事項を記載の上、これを添付すること。
７　海岸法第７条第１項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表３－４－①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
８　海岸法第８条第１項の許可を受けなければならない行為（同項第１号に掲げる行為に限る。）を行う場合にあっては、別表３－４－②に必要事項を記載の上、これを添付すること。
９　海岸法第８条第１項の許可を受けなければならない行為（同項第２号に掲げる行為に限る。）を行う場合にあっては、別表３－４－③に必要事項を記載の上、これを添付すること。
10　海岸法第８条第１項の許可を受けなければならない行為（同項第３号に掲げる行為に限る。）を行う場合にあっては、別表３－４－④に必要事項を記載の上、これを添付すること。
11　自然公園法第 20 条第３項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表３－５－①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
12　自然公園法第 33 条第１項の届出をしなければならない行為を行う場合にあっては、別表３－５－②に必要事項を記載の上、これを添付すること。
13　温泉法第３条第１項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表３－６－①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
14　温泉法第 11 条第１項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表３－６－②に必要事項を記載の上、これを添付すること。

（添付書類）
以下の書類を添付すること。
（１）申請者が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面（申請者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類）
（２）申請者の最近２期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近１年間の事業内容の概要を記載した書類）
（３）整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の位置を明らかにした図面
（４）整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の規模及び構造を明らかにした図面
（５）３（２）を記載する場合にあっては、整備をしようとする農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面並びに規模及び構造を明らかにした図面
（６）バイオマス発電の設備を整備しようとする場合にあっては、原料調達先が確保されていることが確認できる書類等

（別表１）

再生可能エネルギー発電設備の整備を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

（単位：千円）

番号	設備の種類	必要な資金の額			調達方法					備　考
		①設備投資額	②初年度の運転資金額	合計(①＋②)	①自己資金	②借入金	③補助金等	④その他	合計（①＋②＋③＋④）	
i										
ii										
iii										
合　　計										

（注）１　（別紙）の２（１）の再生可能エネルギー発電設備の番号と対応するように記載すること。

２　「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。

３　「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。

４　附属設備の整備を実施するために必要な資金の額及びその調達方法を含めて記載すること。

（添付書類）

預金残高証明書、融資予定証明書等の資金調達方法を証する書類を添付すること。

（別表２）

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林漁業の発展に資する取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

（１）　農林漁業の健全な発展に資する取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法（（２）の場合は除く。）

（単位：千円）

取組内容	実施者	必要な資金の額	調達方法							備　考
			①申請者による資金	②申請者以外による資金	③発電事業による売電収益	④借入金	⑤補助金等	⑥その他	合計（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）	
合　　計										

（注）１　取組内容が年ごとに異なる場合にあっては、それぞれごとに記載すること。

２　「実施者」欄には、申請者以外の連携して取り組む者がいる場合にあっては、それらの者を含め全て記載すること。

３　「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。

４　「発電事業による売電収益」・「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。

（２）　農林漁業関連施設を整備するために必要な資金の額及びその調達方法

（単位：千円）

番号	施設の種類・用途等	実施者	必要な資金の額			調達方法							備　考
			①設備投資額	②初年度の運転資金額	合計（①＋②）	①申請者による資金	②申請者以外による資金	③発電事業による売電収益	④借入金	⑤補助金等	⑥その他	合計（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）	
ア													
イ													
ウ													
合　計													

（注）１　（別紙）の３（２）①の農林漁業関連施設の整備の内容の番号と対応するように記載すること。

２　「実施者」欄には、申請者以外の連携して取り組む者がいる場合にあっては、それらの者を含め全て記載すること。

３　「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。

４　「発電事業による売電収益」・「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。

（添付書類）

預金残高証明書、融資予定証明書等の資金調達方法を証する書類を添付すること。

（別表３－１－①）

（別紙）の設備又は施設の番号	

農地法第４条第１項の特例措置（法第９条第１項）関係

１　農地を転用する者の氏名及び住所	氏　　名		住　　所		
２　施設の種類					
３　土地の利用状況等	土地の所在	地番	利用状況（荒廃状況）	10ａ当たり普通収穫高	耕作者の氏名
	計　　筆　　㎡（田　　㎡、畑　　㎡）				
４　転用の時期	工事計画	着工　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで			
		施設の種類	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成				㎡
	建築物			㎡	
	小　計				
	工作物				
	小　計				
	計				
５　転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要					

（注）１　農地を転用する者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。
２　記載に当たっては、他の記載事項及び添付書類と整合性を図ること。
３　農地を転用する者又は耕作者が法人の場合にあっては、「氏名」欄には名称及び代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を記載すること。
４　「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載すること。荒廃農地である場合にあっては、その荒廃状況（再生利用困難か再生利用可能か等）について記載すること。

（添付書類）
以下の書類を添付すること。
（１）農地を転用する者が法人の場合にあっては、その登記事項証明書
（２）土地の位置を示す地図（整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面と同じ場合には、省略できる。）及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
（３）土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
（４）再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備をするために必要な資力及び信用があることを証する書面（別表１及び別表２並びにそれらの添付書類と整合を図ること。それらの添付書類と同じ場合には、省略できる。）
（５）農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、その同意があったことを証する書面
（６）農地が土地改良区の地区内にある場合にあっては、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）
（７）その他参考となるべき書類
（注）荒廃農地を含む場合にあっては、その荒廃状況がわかる資料（写真等）を添付すること。農地法第４条第６項第１号ロに掲げる農地（農地法施行令第６条各号に掲げる農地を除く。）を含む場合にあっては、農林漁業の健全な発展に資する取組について、協議会における協議が調っていることを証する書面及び当該取組を実施する場所を明らかにした図面を添付すること。

（別表３－１－②）

（別紙）の設備又は施設の番号	

農地法第５条第１項の特例措置（法第９条第２項）関係

１当事者の氏名及び住所	当事者の別	氏　　名		住　　所	
	譲　受　人				
	譲　渡　人				
２　施設の種類					
３　土地の所有者の氏名等	土地の所在	地番	土地の所有者の氏名	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
				権利の種類及び内容	権利者の氏名
４　権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	
５　土地の利用状況等	土地の所在	地番	利用状況（荒廃状況）	10ａ当たり普通収穫高	
	計　　筆　　㎡（田　　㎡、畑　　㎡、採草放牧地　　㎡）				
６　転用の時期	工事計画	着工　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで			
		施設の種類	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成				㎡
	建築物			㎡	
	小　計				
	工作物				
	小　計				
	計				
７　転用することによって生ずる付近の農用地、作物等の被害の防除施設の概要					

（注）１　譲受人ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。
２　記載に当たっては、他の記載事項及び添付書類と整合性を図ること。
３　当事者、土地の所有者又は権利者が法人の場合にあっては、「氏名」欄には名称及び代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を記載すること。
４　譲渡人が２者以上存在する場合にあっては、１、３及び５の欄には「表記載のとおり」と記載し、次の表１及び表２により記載することができるものとする。
５　「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を、採草放牧地にあっては主な草名又は家畜の種類を記載すること。荒廃農地である場合にあっては、その荒廃状況（再生利用困難か再生利用可能か等）について記載すること。
６　「10a 当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあっては採草量又は家畜の頭数を記載すること。

（添付書類）
以下の書類を添付すること。
（１）当事者が法人の場合にあっては、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面（定款又はこれに代わる書面については、別紙の添付書類と整合を図ること。それらの添付書類と同じ場合には、省略できる。）
（２）土地の位置を示す地図（整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面と同じ場合には、省略できる。）及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
（３）土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
（４）再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備をするために必要な資力及び信用があることを証する書面（別表１及び別表２並びにそれらの添付書類と整合を図ること。それらの添付書類と同じ場合には、省略できる。）
（５）農用地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、その同意があったことを証する書面
（６）農用地が土地改良区の地区内にある場合にあっては、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から 30 日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）
（７）その他参考となるべき書類
（注）荒廃農地を含む場合にあっては、その荒廃状況がわかる資料（写真等）を添付すること。農地法第５条第２項第１号ロに掲げる土地（農地法施行令第 13 条各号に掲げる土地を除く。）を含む場合にあっては、農林漁業の健全な発展に資する取組について、協議会における協議が調っていることを証する書面及び当該取組を実施する場所を明らかにした図面を添付すること。

（表１）別表３－１－②の１の欄（当事者の氏名及び住所）

当事者の別	氏　　名	住　　所
譲 受 人		
譲 渡 人		

（表２）別表３－１－②の３及び５の欄（土地の所有者の氏名等及び土地の利用状況等）

土地の所在	地番	土地の所有者の氏名	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		利用状況（荒廃状況）	10a当たり普通収穫高
			権利の種類及び内容	権利者の氏名		
計　　筆		㎡（田	㎡、畑	㎡、採草放牧地		㎡）

（注）本表は、（表１）の譲渡人の順に名寄せして記載すること。

（別表３－２－①）

（別紙）の設備又は施設の番号	

森林法第10条の２第１項の特例措置（法第11条第１項）関係

開発行為に係る森林の所在場所	市　町 大字　字　地番 郡　村
開発行為に係る森林の土地の面積	
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
備考	

（注）１　面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第４位まで記載すること。
２　開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合（法第７条第３項第２号及び第３号に規定する行為並びに同条第４項第１号、第２号及び第４号から第９号までに掲げる行為に係る場合を除く。）にあっては、「備考」欄にその手続の状況を記載すること。
３　「開発行為に係る森林の所在場所」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
４　「開発行為に係る森林の土地の面積」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の面積と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
５　「開発行為の着手予定年月日」欄及び「開発行為の完了予定年月日」欄には、これらの記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

（添付書類）
以下の書類を添付すること。
（１）当該行為に係る森林の位置図及び区域図（整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面において、当該行為に係る森林の位置及び区域を明らかにした場合には、省略できる。）
（２）当該行為に関する計画書
（３）当該行為に係る森林について当該行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
（４）申請者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書

（別表３－２－②）

（別紙）の設備又は施設の番号	

森林法第34条第１項の特例措置（法第11条第２項）関係

保安林の指定の目的												
森林の所在場所					森林所有者		伐採の方法	伐採する立木の樹種及び年齢	伐採面積及び伐採立木材積	伐採の期間	森林経営計画の有無	備考
市郡	町村	大字	字	地番	住所	氏名又は名称						
									ha（㎥）			

（注）１　指定施業要件を定めるについて同一の単位とされる保安林等ごとに、伐採年度ごとに、作成すること。

２　「森林の所在場所」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

３　「伐採の方法」欄には、皆伐、択伐の別を記載すること。

４　「伐採する立木の樹種及び年齢」欄には、樹種別に行を分けて記載し、立木の年齢は、伐採する立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「○～○」のように記載すること。

５　「伐採面積及び伐採立木材積」欄には、皆伐による場合にあっては、伐採立木材積の記載を要しない。

６　伐採の面積は、実測又は見込みとし、小数第４位まで記載すること。

７　「伐採の期間」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

８　「森林経営計画の有無」欄には、伐採しようとする立木の存する森林が森林法第34条第10項ただし書に規定する森林経営計画等の対象とする森林である場合にあっては、「有」と記載すること。

９　「備考」欄には、次の事項を記載すること。

（１）　皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積

（２）　伐採跡地について行う植栽の時期

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

保安林の境界線及び当該行為に係る区域（皆伐による伐採をしようとする場合には、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の区域を含む。）を明示した図面（添付する図面の様式は、森林法施行規則第48条第１項の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。ただし、整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面において、保安林の境界線及び当該行為に係る区域を明らかにした場合には、省略できる。）

（別表３－２－③）

（別紙）の設備又は施設の番号	

森林法第34条第２項の特例措置（法第11条第２項）関係

森林（土地）の所在場所		市　町 大字　字　地番 郡　村
保安林の指定の目的		
行　為　の　方　法		
期　間	始　期	
	終　期	
備　考		

（注）１　行為を行うべき箇所ごとに作成すること。
２　「行為の方法」欄には、次の事項を記載すること。
（１）立竹の伐採にあっては、伐採面積、伐採する立竹の年齢及び束数並びに伐採跡地の取扱い
（２）立木の損傷にあっては、損傷の目的、損傷する立木の樹種、年齢、本数及び面積並びに損傷後の取扱い
（３）家畜の放牧にあっては、放牧面積、家畜の種類及び頭数並びに管理方法
（４）下草、落葉又は落枝の採取にあっては、採取物の種類及び数量並びに採取方法
（５）土石又は樹根の採掘にあっては、採掘の目的、種類（土石の採掘の場合に限る。）、面積、方法及び数量、採掘設備、土地の形質の変更の状況並びに採掘後の取扱い
（６）開墾にあっては、開墾の目的、面積及び方法、土地の形質の変更の状況並びに開墾地に係る使用目的達成後の取扱い
（７）土石及び樹根の採掘並びに開墾以外の土地の形質を変更する行為にあっては、変更の目的、行為の種類、内容及び面積、土地の形質の変更の状況、施行設備並びに行為地に係る使用目的の達成後の取扱い
３　面積を記載する場合にあっては、実測又は見込みにより、ヘクタールを単位とし、小数第４位まで記載すること。
４　「森林（土地）の所在場所」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
５　「期間」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

（添付書類）
以下の書類を添付すること。
保安林の境界線及び当該行為に係る区域を明示した図面（添付する図面の様式は、森林法施行規則第48条第１項の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。ただし、整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面において、保安林の境界線及び当該行為に係る区域を明らかにした場合には、省略できる。）

（別表３－３）

（別紙）の設備又は施設の番号	

漁港漁場整備法第39条第１項の特例措置（法第12条）関係

１　漁港の名称		
２　行為の内容		
	（１）種類	
	（２）期間	
	（３）場所	
	（４）面積	
	（５）数量	
	（６）方法	

（注）１　「種類」欄には、工作物の建設若しくは改良、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の占用の別を記載すること。

２　「期間」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

３　「場所」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

４　「面積」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の面積と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

５　「数量」欄には、工作物の建設若しくは改良又は水面若しくは公共空地の占用の場合は記載しなくてもよい。

なお、汚水の放流の場合には、汚水の水質及び濃度ごとの数量、汚物の放棄の場合にあっては、汚物の種類ごとの数量を記載すること。

６　「方法」欄には、請負、委託等の方法により許可を受けた行為を行う場合にあっては、請負人（予定者）、受託者（予定者）等の氏名又は名称及び住所を記載すること。

（別表３－４－①）

（別紙）の設備又は施設の番号	

海岸法第７条第１項の特例措置（法第13条）関係

海岸保全区域の占用の期間	
海岸保全区域の占用の場所	
工事実施の方法	
工事実施の期間	

（注）１　「海岸保全区域の占用の期間」欄又は「工事実施の期間」欄には、これらの記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

２　「海岸保全区域の占用の場所」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

（別表３－４－②）

（別紙）の設備又は施設の番号	

海岸法第８条第１項第１号の特例措置（法第13条）関係

土石の採取の期間	
土石の採取の場所	
土石の採取の方法	
土石の採取量	

（注）１　「土石」には、砂を含む。
２　「土石の採取の期間」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
３　「土石の採取の場所」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

（別表３－４－③）

（別紙）の設備又は施設の番号	

海岸法第８条第１項第２号の特例措置（法第13条）関係

施設又は工作物を新設又は改築する場所	
工事実施の方法	
工事実施の期間	

（注）１　「施設又は工作物を新設又は改築する場所」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

２　「工事実施の期間」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

（別表３－４－④）

（別紙）の設備又は施設の番号	

海岸法第８条第１項第３号の特例措置（法第13条）関係

行為の内容	
行為の期間	
行為の場所	
行為の方法	

（注）１　「行為の期間」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
２　「行為の場所」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

(別表３－５－①)

（別紙）の設備又は施設の番号	

自然公園法第20条第３項の特例措置（法第14条第１項）関係

国立・国定公園名		
行為の種類		
場所		
行為地及びその付近の状況		
行為の内容	工作物の新築等	
	木竹の伐採	
	鉱物の掘採又は土石の採取	
	水位（水量）に増減を及ぼさせる行為	
	土地の形状変更等	
	関連行為の概要	
施行後の周辺の取扱		
予定日	着手	年　月　日
	完了	年　月　日
備考		

（注）１　「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記載すること。なお、これらが再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

２　「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

３　「工作物の新築等」欄には、工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩を記載すること。

４　「木竹の伐採」欄には、伐採樹種、伐採面積を記載すること。

５　「鉱物の掘採又は土石の採取」欄には、鉱物（土石）の種類、掘採（採取）方法、掘採（採取）量、掘採（採取）設備、掘採（採取）後の土地の形状を記載すること。

６　「水位（水量）に増減を及ぼさせる行為」欄には、水位（水量）の増減の及ぶ範囲、水位（水量）の増減の原因となる行為・設備等、水位（水量）の増減の内容を記載すること。

７　「土地の形状変更等」欄には、土地の形状を変更する面積、工事の方法、変更後の土地の形状を記載すること。

８　「関連行為の概要」欄には、支障となる動植物の除去、残土処理、工事用仮工作物の設置等、当該行為に伴う行為の内容を具体的に記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

９　「施行後の周辺の取扱」欄には、跡地の整理、修景のための植栽等風致景観の保護のために行う措置を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

10　「予定日」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

11　「備考」欄には、次の事項を記載すること。

ア　他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合にあっては、その手続の進捗状況

イ　土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合にあっては、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ　過去に自然公園法の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

（１）行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図

（２）行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真

（３）行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）

（４）行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1:1,000以上の修景図

（５）（１）から（４）までに掲げる図面について、整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。

（６）行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が１ヘクタール以上である場合、行為がその延長が２キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築（自然公園法の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合又は行為が行為の場所若しくはその周辺の風致若しくは景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認められる場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書類

①　行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質

②　行為により得られる自然的、社会経済的な効用

③　行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置

④　行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあっては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果

（７）その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

（別表３－５－②）

（別紙）の設備又は施設の番号	

自然公園法第33条第１項及び第２項の特例措置（法第14条第２項）関係

国立・国定公園名		
行為の種類		
場　　所		
行為地及び その付近の状況		
行為の内容	工作物の新築等	
	鉱物の掘採又は 土石の採取	
	水位（水量）に増減 を及ぼさせる行為	
	土地の形状変更等	
	関連行為の概要	
施行後の周辺の取扱		
予定日	着　　手	年　　月　　日
	完　　了	年　　月　　日
備　　考		

（注）１　「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記載すること。
なお、これらが再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

２　「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

３　「工作物の新築等」欄には、工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩を記載すること。

４　「鉱物の掘採又は土石の採取」欄には、鉱物（土石）の種類、掘採（採取）方法、掘採（採取）量、掘採（採取）設備、掘採（採取）後の土地の形状を記載すること。

５　「水位（水量）に増減を及ぼさせる行為」欄には、水位（水量）の増減の及ぶ範囲、水位（水量）の増減の原因となる行為・設備等、水位（水量）の増減の内容を記載すること。

6　「土地の形状変更等」欄には、土地の形状を変更する面積、工事の方法、変更後の土地の形状を記載すること。

7　「関連行為の概要」欄には、支障となる動植物の除去、残土処理、工事用仮工作物の設置等、当該行為に伴う行為の内容を具体的に記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

8　「施行後の周辺の取扱」欄には、跡地の整理、修景のための植栽等風致景観の保護のために行う措置を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

9　「予定日」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

10　「備考」欄には、次の事項を記載すること。

ア　他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合にあっては、その手続の進捗状況

イ　土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合にあっては、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ　過去に自然公園法の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

（１）行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図

（２）行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真

（３）行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）

（４）行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1:1,000以上の修景図

（５）（１）から（４）までに掲げる図面について、整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。

（６）その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

（別表３－６－①）

（別紙）の設備又は施設の番号	

温泉法第３条第１項の特例措置（法第15条）関係

温泉掘削地の所在、地番及び地目		
温泉掘削地付近の状況		
湧出路の口径		
湧出路の深さ		
工事の施行方法		
主要な設備の構造		
主要な設備の能力		
予定日	着手	年　月　日
	完了	年　月　日
備考		

（注）１　「温泉掘削地の所在、地番及び地目」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

２　工事の着手及び完了の予定日は、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

（１）当該行為に係る地点を明示した図面及びその付近の見取図（整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。）

（２）当該行為に係る設備の配置図及び主要な設備の構造図

（３）当該行為のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が温泉法施行規則第１条の２各号に掲げる基準に適合することを証する書面

（４）温泉法施行規則第１条の２第10号に規定する掘削時災害防止規程

（５）（１）から（４）までに掲げるもののほか、当該行為が温泉法第４条第１項第１号から第３号までに該当するかどうかを審査するために必要となる書類

（６）申請者が温泉法第３条第２項に規定する権利を有することを証する書類

（７）申請者が温泉法第４条第１項第４号から第６号までに該当しない者であることを誓約する書面

(別表３－６－②)

（別紙）の設備又は施設の番号	

温泉法第11条第１項の特例措置（法第15条）関係

増掘又は動力装置の場所		
増掘又は動力装置の場所の付近の状況		
温泉の現状	湧出量	
	温度	
	成分	
	湧出路の口径	
	湧出路の深さ	
増掘する場合	増掘後の口径	
	増掘後の深さ	
	工事の施行方法	
	主要な設備の構造	
	主要な設備の能力	
動力を装置する場合	動力装置の種類	
	動力装置の出力	
	動力装置の詳細	
予定日	着手	年　月　日
	完了	年　月　日
備考		

（注）１　「増掘又は動力装置の場所」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
２　工事の着手及び完了の予定日は、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

（添付書類）
以下の書類を添付すること。
（１）当該行為に係る地点を明示した図面及びその付近の見取図（整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。）
（２）当該行為が増掘である場合にあっては、設備の配置図及び主要な設備の構造図
（３）当該行為が増掘である場合にあっては、増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに増掘の方法が温泉法施行規則第１条の２各号に掲げる基準に適合することを証する書面
（４）当該行為が増掘である場合にあっては、増掘に係る掘削時災害防止規程
（５）（１）から（４）までに掲げるもののほか、当該行為が温泉法第11条第２項において準用する同法第４条第１項第１号から第３号まで又は同法第11条第３項において準用する同法第４条第１項第１号若しくは第３号に該当するかどうかを審査するために必要となる書類
（６）申請者が温泉法第11条第２項又は第３項において準用する同法第４条第１項第４号から第６号までに該当しない者であることを誓約する書面